

# 月報私学

# 7

2017  
Vol.235



学園では、実践の指針としての「しせい教育」の理念の明確化と説明責任の充実等により、常に教育実践の合理性担保を図っています。理念の中核は「自律的自己決定」過程の十分な保障であり、平成26年の園舎建て替えにあたり考慮したことも、自律的自己決定に適した可変性・創造性・発展性の高い園舎ということでした。書籍・資料（下段中央）は理念の明確化の一例、子どもたちの写真は、自己決定過程としての「自調自考」「学び合い」の様子です。

写真提供：学校法人 第一学園（熊本県熊本市）

## CONTENTS

- 平成29年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点…………… 2
- 平成29年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催…………… 3
- 受配者指定寄付金のご案内—制度の特徴と事務の流れについて—…………… 4
- 連載④「魅力あふれる学校づくりを目指して」  
理念の明確化・見える化により、関係者全員が納得し、協力し、育ち合える学園を目指して… 6
- 「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集 …………… 8
- 基礎届書の提出はお済みですか？標準報酬月額の時決定（注意事項）…………… 9
- マイナンバー制度における情報連携の開始時期／年金資産の運用にかかる業務概況書を公表します  
／平成29年8月から高齢受給者の高額療養費算定基準額が変更となります／資格課からのお願い…10
- 共済定期保険事業「3大疾病保障コース」への新特約付加及び後期募集時期変更のお知らせ…11
- 夏休みにご利用ください—契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用……………12
- 災害にあったとき／海外診療……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

## 平成29年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点

平成29年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法等の一部を見直しました。

主な変更点は次のとおりです。

### 私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化、プラットフォーム形成などの改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費を一体的に支援します。

#### ○「プラットフォーム形成」を新設

本年度は、経常費の予算を増額し、次の1～4のタイプに、5「プラットフォーム形成」を新規に追加します。

#### 1 「教育の質的転換」(350校程度)

全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。

#### 2 「地域発展」(160校程度)

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。

#### 3 「産業界・他大学等との連携」(80校程度)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。

#### 4 「グローバル化」(80校程度)

大学等の国際化推進に関するビジョン・方針が策定され、語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。

#### 5 「プラットフォーム形成(新規)」(5～10グループ、30校程度)

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、地方自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援します。

各タイプにおいて選定された大学等には、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

#### 一般補助

増額上限額を設定のうえ、「教育研究経常費(教員経費・学生経費)」に一定割合を加算し増額します。

#### 特別補助

タイプごとに調査票の点数に応じた一定額を増額します。

### 特別補助

○成長力強化に貢献する質の高い教育  
地方に貢献する大学等への支援  
〔評価項目変更〕

私立大学等における我が国の成長を支える人材育成の取組に対し重点的に支援するため、「地方に貢献する大学等への支援」の「地方貢献に向けた取組への支援」のうち、「地方自治体との事業連携」、「地方自治体のためのワンストップサービス体制の構築」、「地域の課題に関連した公開講座等の実施」の三つの取組を廃止し、「地方貢献に向けた取組への支援」と「地方の職を支える人材育成」を「地方の職を支える人材育成」と「被災地に対する支援の実施」に再編します。

また、「地方に貢献する大学等への支援」に、語学研修等の短期集中プログラムを実施し、海外留学を必修化している地方中小規模の私立大学等に対し、取組状況に応じて増額を行う「地域社会の発展を支える実践的な語学力の習得」を新規に加えます。

#### ○社会人の組織的な受け入れ〔要件変更〕

社会人の受け入れを促進する意義等を踏まえ、本制度において効率的、効果的なものとなるよう要件等を見直します。

「正規学生としての受け入れ」と「多様な形態による受け入れ」のうち「専攻

科、別科」については、補助の対象を25歳以上の在籍者としていましたが、学部等は25歳以上の入学者とし、大学院については、職に就いている者等、別に定める社会人の定義に該当する入学者とします。なお、学部等においては25歳未満の入学者でも、この社会人の定義に該当する場合は、補助の対象とします。

「多様な形態による受け入れ」のうち「科目等履修生」については、補助の対象を25歳以上の履修者としていましたが、25歳以上の単位取得者となります。「社会人の受け入れ環境整備」については、社会人学生等の増加率に応じた調整率を廃止し、厳格な成績評価の実施を促すための取組を追加します。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 補助金課

一般補助

補助金第一係 ☎03(3230)

7300～7302・7313

補助金第二係

7306～7308・7314

特別補助

特別補助第一係 ☎03(3230)

7303～7305

特別補助第二係

7309～7312

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)7295・7296

Eメール [hojokin@shgaku.go.jp](mailto:hojokin@shgaku.go.jp)

平成29年度  
私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確立や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より重要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催いたします。

私学リーダーズセミナー

今年度も、大学編と短期大学編に分けて実施します。

大学編は、大学の魅力向上や経営基盤強化のため、私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに開催します。

短期大学編は、短期大学の活性化を図るため、短期大学の経営改善や教育改革の取り組み等をテーマに開催します。

また、短期大学編では、参加法人ごとに財務状況の分析等を本事業団職員とともに行う個別法人分析会や、外部有識者による専門家相談も同時に実施します。

- 参加費 大学編 2万円  
短期大学編 2万5000円
- 申し込み締切日 7月12日(水)

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、職員の能力・資質の向上を図り、大学改革に向けた意識を高めることを目的として開催します。

平成29年4月には、職員の資質向上を目的としたSD(スタッフ・ディベロップメント)が義務化され、職員の役割はますます重要となっています。本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準等の解説を行うほか、広範な知識と柔軟な思考力を習得するための双方向講義や、グループワークによる実践的な研修を実施します。

- 参加費 5万円
- 申し込み締切日 7月5日(水)

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(32330)7849・7850  
Eメール center@shigaku.go.jp

私学リーダーズセミナー

大学編

日時・場所：平成29年11月10日(金) 京都ガーデンパレス  
対象：大学を設置する法人の理事長・理事、大学の学長・副学長  
定員：80名

時間	内容等
9:50~	開会
10:00~	講演「私立大学の現状について」
10:50~	講演「京都大学のガバナンス改革と今後の戦略(仮題)」 国立大学法人 京都大学 総長 山極壽一氏
13:00~	講演「ガバナンス改革とリーダーの役割(仮題)」 第一生命HD株式会社 代表取締役会長 渡邊光一郎氏
14:15~	講演「高等教育政策の展望と課題(仮題)」 文部科学省 高等教育局 私学部長 村田善則氏
15:30~	意見交換会(パネルディスカッション)
16:30~	名刺交換会(懇親会)(18:00終了)

短期大学編

日時・場所：平成29年11月30日(木)~12月1日(金) 仙台ガーデンパレス  
対象：短期大学を設置する法人の理事長・理事、短期大学の学長・副学長  
定員：20名

○1日目

時間	内容等
10:30~	開会
10:40~	講演「私立短期大学の現状について」
12:30~	講演「財務分析と学校法人会計基準改正の解説」
13:40~	講演「高等教育政策の展望と課題(仮題)」 文部科学省
15:20~	個別法人分析会(専門家相談含む)※60分入れ替え制(経営相談)
17:30~	名刺交換会(懇親会)(19:00終了)

○2日目

時間	内容等
9:30~	講演「北海道武蔵女子短期大学の教育改革の取組(仮題)」 北海道武蔵女子短期大学 学長 内田和男氏
11:10~	講演「新潟青陵大学短期大学部の教育改革の取組(仮題)」 新潟青陵大学短期大学部 副学長 五十嵐由利子氏
13:40~	意見交換会
14:55~	閉会(15:00終了)

私学スタッフセミナー

日時・場所：①平成29年9月13日(水)~15日(金) 大阪ガーデンパレス  
②平成29年10月11日(水)~13日(金) 札幌ガーデンパレス  
※2泊3日合宿形式

対象：平成29年4月1日時点で、32歳以下かつ入職3年目以降の大学・短期大学職員

定員：各会場24名(申し込みは各法人1名)

○1日目

時間	内容等
13:00~	開会・アイスブレイク
13:50~	講演「私立大学等の現状について」
14:40~	講演「学校法人会計基準」
15:40~	講演「財務分析と経営計画」
16:40~	グループワークI
18:00~	懇親会(20:00終了)

○2日目

時間	内容等
9:10~	講演「大学職員の役割について」 【大阪】学校法人芝浦工業大学 学事部長 吉川倫子氏 【札幌】学校法人武庫川学院 事務局長 公江茂氏
11:00~	講演「私立学校法と私学行政について」 文部科学省
13:00~	グループワークの解説・グループワークII
14:40~	グループワークIII
19:00~	グループワークIV(20:00終了)

○3日目

時間	内容等
8:30~	グループ発表
11:15~	修了証書授与・表彰・閉会(12:30終了)

## 受配者指定寄付金のご案内 — 制度の特徴と事務の流れについて —

受配者指定寄付金とは、私立学校に対してその学校が取り組む教育や研究の充実を図ることを目的として寄付をする場合に、寄付者が寄付先の学校法人を指定して、私学事業団に寄付をする制度です。昭和42年の制度創設以来、大変多くの学校法人が本制度を活用し寄付募集に取り組んでいます。

近年の受け入れ状況は図1のとおりであり、平成28年度は497法人が本制度を利用し、9,271件275.3億円の寄付金を受け入れました。

### I 税制上の優遇措置について

受配者指定寄付金は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第

図1 受配者指定寄付金 受け入れ状況（直近5年間）

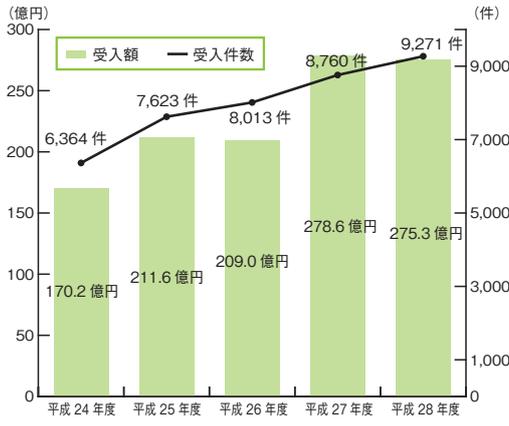


表 私立学校に対する寄付にかかる税制優遇措置

寄付者	法人	個人
受配者指定寄付金 (日本私立学校振興・共済事業団)	寄付金の全額が損金の額に算入可能	[所得控除額] =寄付金額(総所得の40%が上限) - 2千円を所得から控除
特定公益増進法人 の証明を受けた学校法人 (注1)	[損金算入限度額] =(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2 (注2)	同上
一定の要件を満たした学校法人 (注3)		[所得控除額] =寄付金額(総所得の40%が上限) - 2千円を所得から控除 または [税額控除額] =(寄付金額-2千円)×40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)

(注1) 所轄庁より証明を受ける必要があります。  
(注2) 特定公益増進法人に対する寄付としての限度額を超えた部分は、一般寄付として損金算入が可能です。  
(注3) 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号）を受けており、本制度を利用した寄付金には税の優遇措置が設けられています。特に寄付者が企業等法人である場合には、寄付額の全額が損金に算入可能であり、私立学校に対する寄付金としては全額損金算入可能な唯一の寄付金となっています。なお、私立学校に対する寄付の税制優遇措置につきましては、表をご覧ください。

## II 対象となる学校及び事業について

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び学校法人（私立学校法第64条第4項を含みます）が設置する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限ります）となっています。また、対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑤に該当する事業の範囲となっています。

- ① 敷地、校舎その他設備等の取得費
  - ② 教育研究に要する経常的経費
  - ③ 寄付講座等基金（注）
  - ④ 教育研究基金（注）
  - ⑤ ①及び②に要した借入金の返済費用
- （注）基金には、「取崩し型基金」を含みます。
- なお、既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために、行う事業につきましては、次の①及び②の事業が対象となりますが、寄附行為に寄付募集の取り扱いについて記載したうえ、変更の認可を受ける必要があります。記載内容につきましては一定の要件がありますので、詳しくは本事業団までお問い合わせください。
- ① 敷地、校舎その他設備等の取得費
  - ② 初年度経常経費
- ※新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が

直接審査（個別指定）をするため、本制度の対象にはなりません。

## III 取扱要件について

- 寄付金を受配者指定寄付金として取り扱うためには、次の要件をすべて満たす必要がありますので留意ください。
- 1 広く一般に募集する寄付金であつて、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
  - ① 寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
  - ② 寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
  - ③ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
  - 2 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であつて、緊急を要するものに充てられることが確実であること
  - 3 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
  - 4 すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
  - 5 原則として、一口の寄付金額が2000円以上であること

## IV 事務の流れについて

受配者指定寄付金の事務の流れは次のとおりです。図2と併せてご覧ください。

- 1 制度の利用に当たって  
本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」をご提出ください。

④ 提出の際には「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付してください。内容を確認後、寄付金の振り込みの際必要となる銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を本事業団より送付します。

**2 募金の開始**

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始してください。本制度を利用した寄付を申し出た企業・法人等から本制度にかかる「寄付申込書」の提出を受けたうえ、学校法人が寄付者から寄付金を受領してください（この時点では、寄付金は預り金となります）。※寄付申込書は本事業団ホームページよりダウンロードできます。

**3 本事業団の指定銀行口座への振り込み**

寄付金は、学校法人が寄付者から受け取り寄付金を取りまとめた後に、まとめて本事業団にお振り込みください。この際、寄付者の決算期を超えないようにご注意ください。

**4 寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出**

本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」をお取りまとめるうえ、次の書類（様式指定）と一緒に本事業団にご提出ください。

- ① 「寄付申込書」
- ② 「受配者指定寄付金に係る確認書」
- ※②は、寄付金額が1000万円を超える場合のみ提出
- ③ 「寄付金振込報告書」

④ 「寄付者名および寄付金額一覧」 ※寄付金振込の際に必要な様式は、本事業団ホームページよりダウンロードできます。

**5 「寄付金受領書」について**

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行った後、寄付金の領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付します。

「寄付金受領書」は税の控除に必要な書類となりますので、速やかに寄付者にお渡しください。

なお、寄付金の受領日は寄付金が本事業団に振り込まれた日付となります。寄付金をお振り込みの際には寄付者の決算期等にご留意ください。

※「寄付金受領書」の発行までには一定の時間を要しますのであらかじめご了承ください。

**6 寄付金の配付申請**

学校法人は、事業費の支払い等に応じて寄付金を受領することができます。寄付金が必要な際には、「寄付金配付申請書」、「寄付事業の概要」及び事業にかかる根拠資料等を本事業団にご提出ください。

寄付金の配付は原則として毎月月末となっており、配付申請書の締め切りは毎月5日となっています。

また、配付の対象となる寄付金は、寄付金受領書がお手元に届いた金額の範囲となります。

※寄付金配付申請の際に必要な様式は、本事業団ホームページよりダウンロードできます。

**7 寄付金の配付**

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。

配付決定後は、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、本事業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます。

**8 実績報告書の提出**

寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」、「寄付金に係る事業の報告書」及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出してください。

なお、実績報告書等の提出については5月中旬頃に本事業団より文書のご案内します。

**9 寄付金確定通知書の送付**

本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します。

**V 私立学校寄付金ポータルサイトの案内**

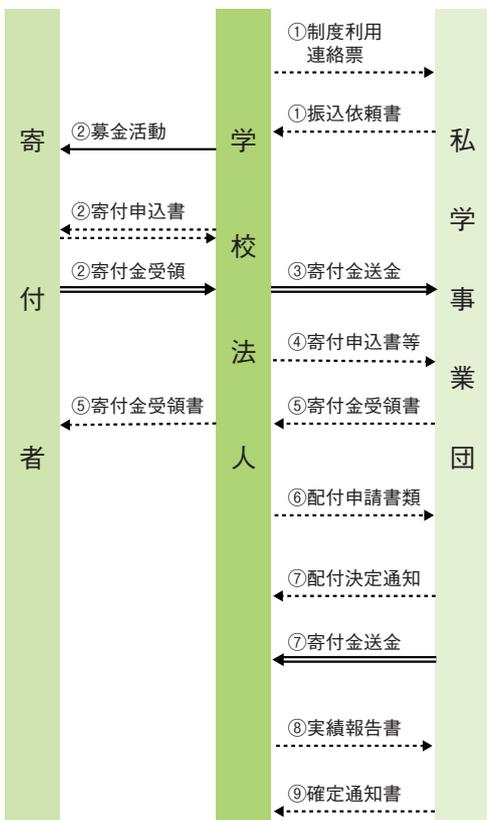
本事業団では、私立学校の寄付金募集の取り組みを支援するため「私立学校寄付金ポータルサイト」を開設しています。寄付募集の取り組みの一環として、ぜひご利用ください。

私立学校寄付金ポータルサイト  
<http://kitu-portalshigaku.go.jp/>

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）寄付金▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）助成部 寄付金課  
 ☎03(3230)7316~7318  
 Eメール kitukin@shigaku.go.jp

図2 受配者指定寄付金の事務の流れ



※各様式はホームページからダウンロードできます。

魅力あふれる学校づくりを目指して

理念の明確化・見える化により、関係者全員が  
納得し、協力し、育ち合える学園を目指して

連載 ④

学校法人 第一学園 理事長 伊藤 博士

第一学園は、昭和31年4月に創立、現在、D・Gツインタウン（第一幼稚園・第二幼稚園）、杉並台キッズタウン（杉並台幼稚園・合志こども園・杉並台保育園）の五つの園で構成されており、学童を含め約850名の子どもたちが在籍しています。

教育理念の明確化・見える化の重要性（明確な理念なくして責任ある教育なし）

誰でも、大切な物を購入するときには、十分にその品質・内容等を確認し検討します。

しかし、かけがえのない子どもたちの就園については、「近いから」「なんとなく」「初めてのことでわからない」などと曖昧なままで思考停止し、白紙委任してしまっていないか。幼児期は人格形成の基礎となる時期であり、適切な幼児教育がなされなければならぬことは、十分わかっていながら、実際は、自分自身の考え方の軸を持つ機会も与えられていないのではないのでしょうか。一方、職員の方も、その漠然とした内容に「分かったつもり」「阿

吽の呼吸？」で過ごしていることはありませんか。

明確な理念、情報開示なくして責任ある教育はありえません。当学園では、理念が、信頼できる指針であり得るためには、困難ではあっても、①その内容ができる限り「明確化」「見える化」され「具体的な実践の指針」となり得ること、②その内容について「科学的裏付け（evidence）」があること、③常に「検証・評価」がなされること、④それらの合理性を担保するものとしての「説明責任（accountability）」が果たされることが必要であると考えています。

その見地から、当学園では、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等も十分踏まえたうえで、脳科学・脳科学・心理学等の研究成果も取り入れた学園の教育理念として、理論と実践の体系である『しせい教育（姿勢教育・至誠教育）』を提示しています。

その要点は、「教育目標」としての「姿勢教育」は、豊かな自己実現のための、ポジティブな自己コントロールの流れである「ポジティブな羅針盤（P・C）」

の育成を目指し、「実践の指針」としての「至誠教育」は、適切な「P・C」育成にふさわしい、主体的体験と理解・納得のための過程である「ポジティブ・スパイラル・プロセス（P・S・P）」経験の機会を十分に保障しようとするものです。

機会があれば「しせい教育概論」「大切なパートナーとしての保護者の皆様へ」等の書籍もご覧ください。

以下、平成17年より続く、「理念の明確化・見える化により、関係者全員が納得し、協力し、育ち合える学園を目指す」という当学園の取り組みの一部についてご紹介させていただきます。

理念の実現のための環境の整備

〈園舎について〉

環境を通じて行われる教育において、園舎は、子どもたちを取り囲む重要な環境の一つです。

理念を基盤とした、質の高い教育・保育の実践のためには、園舎は「しせい教育」の理念の実現にふさわしいものとして存在することが望まれます。自らの「P・C」の形成に不可欠な、主体的体験と理解・納得のための過程である「P・S・P」が十分保障された環境でなければなりません。

この趣旨から、第一幼稚園の新園舎は、空間の自由度を追求した可変性・

創造性・発展性の高い園舎であり、ここでは、子どもたちの豊かな交流があり、職員同士の十分な連携が可能です。

職員は、広い空間を、子どもたちの毎日の活動に合わせて（脳科学や心理学などの最新の研究も取り入れて）、その時々適切な教育環境へと自在に変化させることができます。子どもたち自身も、まるで自分で空間を創るかのように開放的な空間を楽しみます。また、通常は有るはずのものが無い、無いはずのものが有る、違った形で有るといった子どもたちの感性を刺激する環境は、子どもたちの豊かな想像力によって、さまざまな遊び・活動にふさわしい場所へと変化します。



「今日は何を作っているのかな？」  
対話ができる開放的なキッチン

例えば、1階のピロティー部分は吹き抜けて開閉装置が付いたことにより

全天候型の遊び場・運動場となり、春秋は青空教室、望めば、雨上がりには水溜りで遊び、水面に映った映像も楽しめるようになっていきます。



今日はピロティーで昼食です

なお、この施設は、死角が無い、避難が容易など、安全面からも有益と考えています。

さらに、前述の趣旨からは、園舎は、「建物の完成」で終わるものではなく、日々成長する存在である子どもたちとともに、日々成長し続けることが可能な「成長できる環境」でなければなりません。「建物の完成」は理念を基盤として、「子どもたちの豊かな自立」を育むにふさわしい、自律的な子どもたちが作り上げる「こどもの国」の実現を目指すための「真っ白なキャンパスの完成」です。

それは、まさに「ネバーエンディングストーリーの始まり」と考えています。

設計は依頼者と設計者の響き合い、共同作業です。設計者には、当学園の資料をお渡しし、「しせい教育の理念に共感しました。理念の実現にふさわしいものを協力して作りましょう」と言っていたいただきました。園舎は、理念を共有したみんなの共同作業として、これからの「創造の基盤」となる素敵な「キャンパス」として作り上げたのです。なお、光栄にも、キッズデザイン賞をはじめ国内外から多くの賞をいただきました。



子どもたちも大好きな明るいトイレ

〈人材の育成（しせい教育サポートシステム）〉

理念を基盤とした豊かで、質の高い

教育・保育の実践のためには、子どもたちを取り巻く環境である家庭（保護者の皆様）、地域（地域の皆様）、園（職員）が自己充実し、輝いていることが最も望ましいといえます。ことに園におきましては、重要な人的環境である職員の自己充実なくして、充実した教育・保育もあり得ません。

当学園では、職員の自己充実をサポートするための制度として、五つの園の垣根を越えた、次のような「S・E・S・S（しせい教育サポートシステム）」を設けています。

日常的な会議・研究保育等以外に、内定者等に自由な実習の機会を設けた「事前研修」の制度、就職3年目までの職員を対象とした、精神的サポート及びスキルアップを援助するなどのための組織としての「わかば会」の制度、それぞれの職員の個性、その専門性を伸ばすための自主的参加の研究組織である、分野別の「プロジェクト」活動制度、これらの活動を専門的にサポートする「学園アドバイザー」の制度、「しせい教育」の研究・実践の成果を関係者に発表する機会として毎年1回実施する「実践報告会」先生たちも発表会」などです。

〈福利厚生（生涯貢献型の人材の確保と安心して働ける職場環境の整備）〉

理念を基盤とした豊かで、質の高い教育・保育の実践を安定的に提供でき



学園内でのプロジェクト別研究風景

るためには、職員が安心して働ける職場環境の整備が必要不可欠です。

当学園では、「生涯貢献型」の人材の育成・確保を目指し、「意思と能力がある限り、少なくとも65歳までは自分らしく輝ける学園」という基本方針に従って、職員の福利厚生の充実に努力してきました。

これまでも多かった、子育てが一段落し家庭が落ち着いた後の再就職者に加えて、最近では、結婚後も勤務を継続し、産後は子どもを園に預けて勤務する職員の数が多いのはその成果であると考えられます。

現在、65歳以上の方はもちろん、80歳を超えても、後輩をサポートし、無理のない範囲で意欲をもって生き生きと勤務されている方もおり、当学園の貴重な人的財産となっています。

〈資料・教材などの作成・検証〉

理念を基盤とした質の高い教育の実践に不可欠な「十分に研究された、学園独自の資料・教材等の作成」については、平成17年から取り組んできました。

言語、音楽、運動、英語、絵画・制作、遊び、食育、数、NIE、O・1・2歳、学童等に関するプロジェクトチームを中心に、毎年改訂しその充実を図っています。

その成果である各分野の資料はもちろん、しせい体操・動物体操、5W1Hノート、英語のDVD教材、タブレットを使ったICTプログラムの作成と活用等についても、実践、検証を通じた改善、さらなる充実と、新たな教材・資料の作成を目指しています。

〈学びの連続性の確保〉

当学園では、幼保小中連携等はもちろん、脳育成学の見地からも、すべての活動について「少なくとも0歳から12歳までの成長を視野に入れて考える」という基本的立場に立ち活動しています。

さらに、「責任ある教育の実践」という視点からは、「学園の理念に基づく実践の追跡的検証」、すなわち、卒園後も、子どもたちの生活面・学習面にわたりフォローし、子どもたちの成長を見守るとともに、当学園の教育・保育の成果を確認、検証することが不

可欠です。これによって、今後の教育・保育内容を見直し、その一層の充実を図ることも可能だからです。この見地からも、学童に関する学園の担当部門である「Do&Goクラブ」を設け、その充実を図っているところです。

よりなる進化のために

理想なくして進歩はありません。

幼児教育、それは直接的には現在の子どもたちに対してなされるものですが、それは同時に、これから成長していく子どもたち、将来の成長した子どもたちに対する時間を越えた大切なメッセージでもあります。大きくなった子どもたちが、子ども時代を振り返って「素敵な子ども時代だった。素晴らしい幼児教育を有難う」と言ってくれるような教育をしたいと常に考えています。

輝く瞳を持った子どもたちが、その輝きを増し続け、大きく育ってくれることを願い、職員一同、一層の自己研鑽に努める所存です。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

伊藤 博士（いとう ひろし）  
長年幼児教育に携わり、平成12年学校法人第二学園理事長就任。第一幼稚園園長。弁護士。

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標題の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいるさまざまな改革事例等を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしています。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載していますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしています。

◆ 過去の掲載記事 ◆

掲載号	掲載法人	タイトル
11月号 (VOL.227)	静岡英和学院	新校長の第一声
12月号 (VOL.228)	原田学園	資格は力なり・やればできる
1月号 (VOL.229)	ワタナベ学園	期待されるエデュ・ケアを目指して
4月号 (VOL.232)	盛岡大学	次なる躍進に向けて



〒102-8145  
東京都千代田区富士見1-10-12  
日本私立学校振興・共済事業団 企画室  
☎03 (3230) 7809~7811  
Eメール kikaku@shigaku.go.jp

### 基礎届書の提出はお済みですか？

## 標準報酬月額 の 定時決定 (注意事項)

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、9月以降の掛金等だけでなく、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 7月10日(月)

提出先 私学事業団

業務部 資格課

「基礎届書」の対象者や提出方法については、本誌6月号で詳しくお知らせしましたので、今回は「基礎届書」を受け取った後に、資格事項や標準報酬月額に異動があった場合などの注意点をお知らせします。

### 資格事項に異動があったとき

① 資格喪失したとき

「基礎届書」には平成29年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。「基礎届書」に記

載されている加入者が退職などにより資格喪失したときは、「基礎届書」の該当者の備考欄「2その他」に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。

なお、「資格喪失報告書」を未提出の場合は至急提出してください。

② 遡及して資格取得を報告したとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③ 遡及して所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をした場合は、前任校の加入者番号で「基礎届書」の確認ができるため、後任教に改めて「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校の「基礎届書」で提出してください。

### 遡ってベース改定 (ベースアップ等)をした場合

① 6月までに差額が支給されたとき

改定後の報酬で報告してください。

② 7月以降に差額が支給されるとき

改定前の報酬を報告してください。

### 提出後に

#### 報酬月額を訂正する場合

① 提出後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書(任意の書式)を添えて8月15日(火)までに【必着】で再提出してください(「基礎届書」の上部余白に「訂正分」と朱書きしてください)。

② 前記①の期限後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書」を提出してください。

③ 磁気媒体で報告した場合

前記①及び②と同様です(再度磁気媒体で報告するとデータに支障をきたす場合があります)。

※ 「基礎届書」及び「報酬月額訂正申出書」は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードするか、業務部資格課まで請求してください。

### その他の注意事項

① 固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書」

を提出してください。

② 「基礎届書」に印字された内容に誤りがあったとしても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③ 年平均額による保険者決定の要件に該当し本人が希望する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④ 「基礎届書」の記載に当たっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成29年標準報酬の定時決定の実施について」を参照してください。

⑤ 75歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要です。

### 確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準報酬月額については、9月中旬に「確認通知書(2)」を送付します。



**マイナンバー制度における  
情報連携の開始時期**

企画室

私学事業団の短期給付事業及び年金等給付事業のマイナンバー制度における情報ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供（以下「情報連携」といいます）については、開始時期を平成29年7月からと予定していましたが、次のとおり変更となりましたので、お知らせします。

**●短期給付事業における情報連携**

医療保険制度関係における情報連携については、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合と共同して社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等向け中間サーバ（情報連携に必要な各種データを保有し、他の医療保険者及び各市区町村と情報連携するためのシステム）を利用することとなったことから、社会保険診療報酬支払基金において新たなシステムの開発等が必要となり、当初予定していた29年7月からの情報連携は困難となりました。

このため、関係省庁・関係機関との合意に基づき、情報連携の開始時期を30年7月として準備を進めています。

**●年金等給付事業における情報連携**

現時点で日本年金機構の情報連携の

稼働時期が未定となっております。このような状況下で、本事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「共済組合等」といいます）だけ先行して情報連携を開始した場合、必ずしも利用者の利便性の向上につながらないばかりか、利用者及び関係者に混乱が生じ、年金行政全体の円滑な遂行に支障を来す可能性があると考えられます。

このため、共済組合等における情報連携については、日本年金機構における情報連携の開始時期に合わせることをとしています。

開始時期が決まり次第、広報誌等で改めてお知らせします。

**年金資産の運用にかかる  
業務概況書を公表します**

資産運用部

平成28年度の運用状況（厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金、退職等年金給付積立金）を、平成29年7月7日に私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼年金資産の運用」に掲載します。

詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

**平成29年8月から高齢受給者の  
高額療養費算定基準額が  
変更となります**

業務部 短期給付課

70歳以上の高齢受給者に対する高額療養費の外來分にかかる自己負担限度額（高額療養費算定基準額）が平成29年8月から引き上げられます。

詳しくは、本誌8月号でお知らせする予定です。

**資格課からのお願い**

業務部 資格課

**資格取得報告書・所属学校等変更  
報告書への電話番号の記入**

教職員を採用したとき又は学校法人内で異動があったときに提出する「資格取得報告書」及び「所属学校等変更報告書」にある、学校法人等の「事務連絡先電話番号」欄には必ず私学事業団へ登録している電話番号を記入してください。

電話番号のうち4桁を所定のマス内に記入していただくことにより、当事業団で確認している学校登録情報（電話番号）と学校記号番号を突合し、誤った学校への加入者登録を防いでいますので、記入漏れや誤りのないようご注意ください。

また、学校記号番号についても、記入誤りのないようお願いいたします。

**磁気媒体による報告にかかる「フ  
ロッピーディスク」の取り扱い終了  
（平成30年3月）**

「賞与等支給報告書」及び「標準報酬基礎届書」の報告については、様式用紙による届け出のほかに、磁気媒体による届け出も受け付けています。

磁気媒体のうち、「フロッピーディスク」については、生産中止から5年以上経過しているため、平成30年3月末をもって受け付けを終了することとなりました。

30年4月以降に提出していただく磁気媒体については、CD・R又はUSBメモリのいずれかの受け付けとなります。「フロッピーディスク」で報告をしている学校法人等は、お手数をおかけしますが、早目にCD・R又はUSBメモリへ切り替えてくださるようお願いいたします。

操作方法及び報告方法の詳細については「磁気媒体での申請」の「2・磁気媒体作成機能（Ver103）操作説明書」及び「4・磁気媒体による報告要領（Ver103）」を確認してください。  
ご理解とご協力をお願いします。

共済定期保険事業「3大疾病保障コース」への  
新特約付加及び後期募集時期変更のお知らせ

福祉部 保健課

このたび、保障充実の観点から、平成30年4月より、「3大疾病保障コース」に新たな二つの特約を付加することになりました。

3大疾病保障コースに加入している(する)人は、任意で以下二つの特約を付加することができ、3大疾病と因果関係の深い4疾病を加えた7大疾病及び上皮内新生物の治療費等をトータルサポートします。

加入手続きは29年後期募集(29年10月16日～11月17日)にて行います。

なお、既に3大疾病保障コースに加入中の加入者につきましては、新特約を付加するかどうかの意思確認のため、申込用紙を提出してください。

●7大疾病保障特約

3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加え、4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)を発病して所定の状態になったときに、保険金150万円を支払います。

●がん・上皮内新生物保障特約

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたときに、保険金30万円を支払います。

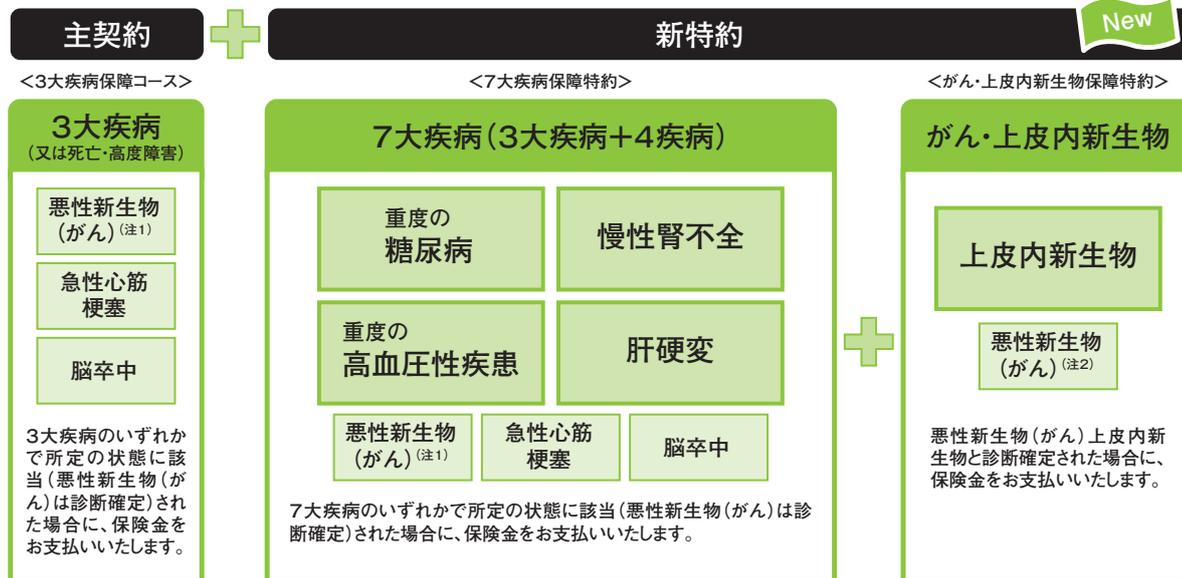
<半年払保険料例>

(単位：円)

保険年齢 40歳	主契約	7大疾病保障 特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料
男性	6,530	2,775	450	9,755
女性	7,220	4,080	1,023	12,323

※実際の保険料等のご加入及び更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

<保障内容イメージ>



(注1)「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんや上皮内新生物は含まれません。

(注2)「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

※詳細は平成29年後期募集時に配付するパンフレットをご覧ください。

※平成29年度共済定期保険後期募集時期

共済定期保険の後期募集は、例年11月1日～30日となっておりますが、29年度につきましては、10月16日(月)～11月17日(金)となります。書類の提出期限が例年よりも2週間ほど早まりますので、ご注意ください。

# —夏休みにご利用ください— 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用

福祉部 保健課



加入者（任意継続加入者を含みます）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等は、全国の宿泊施設やレジャー施設等で利用料金の補助・割引や、JR乗車券・長距離フェリーについて割引利用を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック2017」〔保健・宿泊編〕（ ）内の該当頁をご覧ください。

## 厚生施設・ 健康増進宿泊施設

各施設と契約し利用料金の補助をしています。「私学共済ブック 2017」〔保健・宿泊編〕の巻末の補助券を切り取って利用方法をご覧のうえ使用してください。  
（私学事業団の直営施設等一部の施設では使用できません）

	厚生施設（124～174頁）	健康増進宿泊施設（180～196頁）
施設内容	遊園地、日帰り温泉、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設には直接予約をする。 ②利用施設の受付で利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等のいずれかを提示する。 ③必要事項を記入した利用者全員の補助券を、支払いの際に提出する。	
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック 2017」〔保健・宿泊編〕で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約には、補助券が使用できない場合があります。

## バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引利用

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン（JR乗車券の割引） （176・177頁）	長距離フェリー（対象会社は5社） （176・177頁）
利用条件	大人2名以上又は大人と子ども併せて2名以上で同一旅程をとること  次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設（178・179頁） ・健康増進宿泊施設（180～196頁） ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設（197～201頁） ・購入する取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、東武トップツアーズ）の協定宿泊施設	大人2名以上で同一旅程をとること  〈対象となる長距離フェリー会社〉 ・名門大洋フェリー・阪九フェリー・フェリーさんふらわあ ・太平洋フェリー・宮崎カーフェリー
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。 ※ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引です（周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外）。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。 ※ただし、1割引のフェリー会社（太平洋フェリー）や一部区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス（東京、京都を除きます）共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、東武トップツアーズ）の支店・営業所の窓口で①の申込書に必要事項を記入、押印のうえ「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等のいずれかを提示し、現金で購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック 2017」〔保健・宿泊編〕176・177頁をご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

※支払い方法は現金のみ対象となります。

# 災害にあつたとき

## 災害見舞金

業務部 短期給付課

加入者やその被扶養者（任意継続加入者を含みます）が、水震火災、その他の非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます。

### 請求方法

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」に「災害状況明細書」を添えて請求してください。

災害見舞金請求書の証明欄に市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるか、災の程度が明記された「災証明書」を必ず添付してください。

### 支給額

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失した場合は、損害の程度に応じて標準報酬月額額の0.5〜3か月分の災害見舞金と災害見舞金の60%相当額の災害見舞金付加金を、住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失した場合は、標準報酬月額額の0.5か月分の災害見舞金付加金を支給します。

また、災害見舞金付加金が決定した人には、災害見舞品を贈呈しています。私学事業団から送付する「災害見舞品

連絡書」で手続きをしてください。

熊本地震に関するお知らせ

熊本地震による災害見舞金の請求期限は、平成30年4月16日（必着）です。請求もれに注意してください。

## 災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

### 申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

### 貸付額

標準報酬月額額の6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

### 貸付利率

年2.00%

### 申し込み手続き

（平成29年6月現在の特例利率です）  
「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する「災証明書」を添付し、学校法人等を通して申し込んでください。

### 申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

## 海外診療

海外旅行には、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう。

業務部 短期給付課

海外では、加入者証等が使用できないため、緊急を要し、やむを得ず現地の医療機関等を受診した場合には受診者が医療費を全額支払うこととなります。このような場合は、後日療養費・家族療養費を請求することができます。

### 支給額の算定

海外で受診した場合、診療内容を日本国内での保険診療の基準に置き換えて算定しますので、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります。

### 請求方法

次の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）提出してください。

#### ①療養費・家族療養費等請求書

「発病又は負傷の原因欄」又は「加入者証を使用できなかった理由欄」に、具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

治療目的の渡航や現地での健康診断は支給対象とはなりません。

また、出張中のケガ等については、労災の適用となる場合があります。

#### ②海外診療報酬（医科・歯科）明細書

現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けていただく必要があります。

海外に行く際には、海外診療報酬（医科・歯科）明細書を必ず持参するように入ってください。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

#### ③外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

#### ④領収書（原本）

受診した医療機関が発行した原本を添付してください。

#### ⑤渡航確認書類

受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるものとして、パスポートの写し又は航空券などの写しが必要です。

#### ⑥調査に関わる同意書

私学事業団が必要に応じて、受診した医療機関に照会したり、情報提供を受けることへの同意書です。

①、②、③及び⑥は私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます。

### 時効

給付を受ける権利は、給付事由が生じた日（医療機関で医療費を支払った日）の翌日から2年を経過すると時効によって消滅しますので、請求漏れがないように注意してください。



**共済事業本部**  
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が  
 確認できるものをお手元にご用意ください。

## 高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則2割負担(※)ですが、標準報酬月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担(※)となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛て(任意継続加入者は自宅宛て)に送付しました。

該当する場合は、平成28年分の収入額が確認できる「平成29年度課税証明書」を添付し、**7月21日(金)【必着】**までに提出してください。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

※昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担です。

【業務部 短期給付課】

## 特定保健指導利用券の有効期限

平成28年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**29年7月31日(月)**となりますので、有効期限までに、指定実施機関にて「初回面接」を受けてください。

【福祉部 保健課】

## 共済定期保険の配当金を送金しました

平成28年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、28年10月1日現在加入している人に対して、29年6月26日(月)に配当金を保険料振替口座に送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	約45.04%
医療保障コース	約47.29%
学校加入コース	約45.04%

【福祉部 保健課】

## 「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

平成29年1月～6月までに学校法人等を通して送金した短期給付金等の内容を取りまとめたお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

【業務部 短期給付課】

## 貸付けの申込締め切り日にご注意ください

8月2日送金分は**7月14日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので、ご注意ください。

【福祉部 貸付課】

## 加入者向広報「レター」7月号等、平成29年版「事務の手引」の発送時期

加入者向広報「レター」7月号等を6月下旬から学校法人等宛てに順次発送しています。到着しましたら、加入者への配付をお願いします。

【広報相談センター 広報班】

## 7月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 6月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着) 資格 「標準報酬基礎届書」提出期限
14日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
21日(金)	短期 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り
28日(金)	掛金等 6月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	掛金等 6月分納期限 貸付 8月22日送金申し込み締め切り

## 8月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 7月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 9月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 委員就退任のお知らせ

### ◆運営審議会

退任 御手洗 康  
(平成29年2月28日付)

### ◆共済運営委員会

退任 大野 紀夫  
御手洗 康  
(平成29年3月31日付)  
笠井 淳三  
(平成29年5月12日付)

新任 杉崎 芳子  
(平成29年4月1日付)

安達 毅  
(平成29年6月7日付)

### ◆共済審査会

退任 田島 久美子  
(平成29年3月31日付)

新任 三柴 博資  
(平成29年5月1日付)

## 助成業務

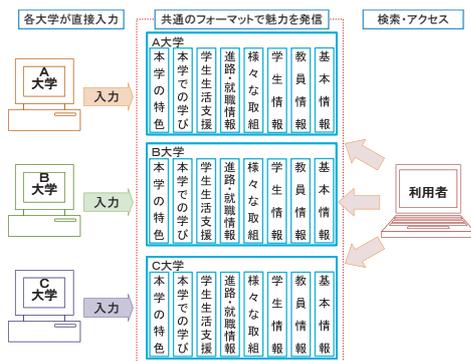
### 私学振興事業本部

〒102-8145  
東京都千代田区富士見1-10-12  
☎03(3230)1321(代表)

## 「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」は、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の多種多様な個性や魅力について、高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた国公立共通のウェブサイトです。

この「大学ポートレート」の内容を高等学校において進路指導を担当されている先生方をはじめ、大学進学を希望する高校生や保護者の方にご活用いただけるようご案内いたします。



大学ポートレートのしくみ

大学ポートレートには、大学等の所在地、学費や学生数、入学者の受け入れ方針などの基本情報と、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報が掲載されています。私学版では、その情報を「キャリア教育」や「学費負担の軽減」など46種類59項目の「取組」に分類し、取り組み別などの検索を可能としています。また、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」には、オープンキャンパスなどのイベント情報が随時更新されています。

大学ポートレートは、全国の9割を超える大学等が参加しています。また、掲載されている内容は、大学等が

独自に入力した最新の情報です。

進路選択支援のツールの一つとして、ぜひ、大学ポートレートをご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852~7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

私学版URL <http://up-j.shigaku.go.jp/>

## 学校法人基礎調査（教育情報調査） 提出のお願い

■提出締め切り 7月31日（月）

○調査票：教育情報【910】

（【 】は調査票区分を表しています。）

○対象法人：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人

原則、随時更新可能ですが、提出期限までに内容をご確認いただき、修正の有無に関わらず必ず提出してください。

詳しくは、平成29年度学校法人基礎調査『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）をご覧ください。

※「基礎調査票 e-マネージャ」は、原則、終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等により、「基礎調査票 e-マネージャ」を休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

# 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT



〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211 (代表)  
 (JR「御茶ノ水」駅・地下鉄丸ノ内線「御茶ノ水」駅・地下鉄千代田線「新御茶ノ水」駅下車、それぞれ徒歩5分) <http://www.hotelgp-tokyo.com/>

## 合宿プラン

ゼミ合宿、学校の集まりなどに最適です。8名様以上でお申し込みください。加入者同伴の場合は、宿泊者全員プラン価格にてご利用いただけます。

1泊朝食付／1名様 7,800円  
 1泊2食／1名様 9,800円  
 取扱期間：平成30年3月31日まで



スタジオツイン



和室

- ◆部屋はスタジオツイン（シングルルームにエキストラベッド）、又は和室となります。部屋タイプの指定はできません。
- ◆宿泊人数により、フロア貸し切りも可能です。
- ◆食事は館内のレストランにてお召し上がりください。食事の内容はご予算に応じて変更を承ります。
- ◆徒歩30秒でコンビニ、近隣にランドリー施設があります。
- ◆プランの利用条件については、お問い合わせください。

## 私学メンバーズカード 会員限定プラン

（個人向けの宿泊プランです）



朝食（イメージ）

スタンダードシングル  
 1泊素泊り／1室1名様 8,500円  
 1泊朝食付／1室1名様 9,800円  
 取扱期間：通年（年末年始を除きます）

◆私学メンバーズカードでお支払いいただくことが条件となります。

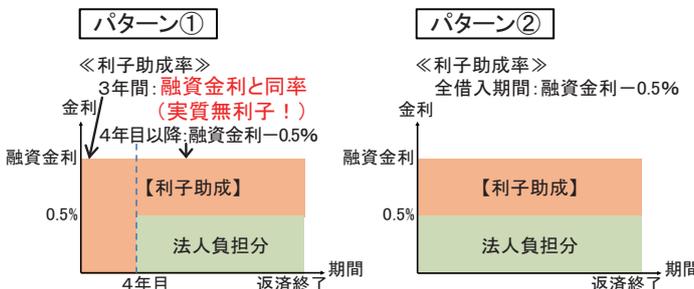
# 融資事業のご案内

## 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

### ■ 主な事業と融資金利（平成29年7月1日現在）



主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 0.60	年% 0.31	年% 0.41
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.70	0.41	—
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[http://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)